

入門講座 実践編

業務部知的資産専門部会

著作権判例ダイジェスト「TRIPP TRAPP事件」
～応用美術の著作物性～

委員
上辻 靖夫



1. 事案の概要

平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件

X1：ピーター・オプスヴィック・エイエス（ノルウェー法人）、控訴人

X2：ストッケ・エイエス（ノルウェー法人）、控訴人

Y：株式会社カトージ、被控訴人

1972年に、X2が発売した「トリップトラップ」（以下「X製品」という。）は、赤ちゃんから大人まで、すべての年齢層が使える椅子であり、デザイナーのピーター・オプスヴィックによって考案されました。座面や足置き台の高さの調節ができる機能を備えており、40年以上にわたり、世界各地で販売されています。

Yは、ベビーベッド、ベビーチェアの販売を行う株式会社です。

2. 「椅子」の著作物性

本事案の争点のひとつに、「椅子」=実用品の著作物性がありました。この点について、これまでの考え方としては、以下の3点に整理することができます。

- (1)鑑賞の対象となる純粋美術（美術の著作物）
- (2)一品制作された実用品（美術工芸品）著作権法第2条第2項により著作物。
- (3)量産品に用いる目的でデザインされたものは原則保護されない。（応用美術）
⇒意匠法に委ねる？

すなわち、純粋美術や美術工芸品（一品制作された実用品）であれば、著作物とすることに疑念は生じないものであるのに対して、量産目的でデザインされた応用美術については、著作物性が認められたものは限られていました。

3. 応用美術の著作物性が争われた事例

- (1)博多人形事件（昭和47年(三)53号、長崎地方裁判所 佐世保支部）

【著作物性を肯定】

工業的に大量に製造された「赤とんぼ」と題する素焼き彩色された博多人形について、工業上利用されることを目的として生産され、「現に量産されたということのみを理由としてその著作物性を否定すべきいわれはない」とし、「美術工芸品」とであると判示されました。

(2)ファービー人形事件 (平成12年(う)177号、仙台高裁)

【著作物性を否定】

たとえ、「ファービー」のデザインがアメリカ合衆国で著作権の保護の対象となっていたとしても、ベルヌ条約に照らしても「いわゆる応用美術については、その保護の範囲及び保護条件を定める権能を各同盟国の国内法に委ねており」、「ファービー」のデザイン形態は応用美術に該当するので、わが国において著作権の保護対象となるか否かは、わが国の著作権法の解釈に係ることとなりました。

「ファービー」の姿態が「愛らしさ」「かわいらしさ」を抱かせるものであったとしても、その「容貌姿態のみで美術鑑賞の対象となるというには困難があるといわねばならない。」としました。

また、意匠法との関係にもふれ、「著作権法と意匠法とが併存する現行法制度においては、工業的に大量生産される実用品のデザイン形態については、意匠制度の存在を考慮するとき、著作権法の適用を拡大するのが妥当であるかは慎重」であるべきとしました。

(3)チョコエッグフィギュア模型原型事件 (平成16年(ネ)3893号、大阪高裁)

【著作物性を一部肯定】

応用美術であっても「一定の美的感覚を備えた一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創造性を具備していると評価される場合は、『美術の著作物』として、著作権法による保護の対象となる場合があるものと解するのが相当である。」としました。

表現されたフィギュアごとに、たとえば動物の姿態を忠実に再現したようなものには著作物性はみとめられないとする一方で、「制作者において、空想上の妖怪を独自に造形したものであって、高度の創造性が認められることはいうまでもない。」と著作物性を肯定しました。

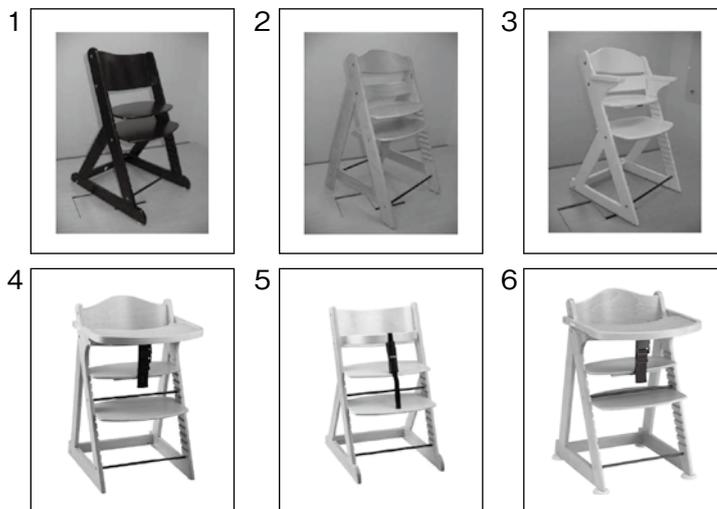
4. 本事案について

X製品は、以下のような構成よりなり、Y製品は以下の6種類のものを指すものですが、「1」については、平成25年2月に製造を終了しています。

X製品



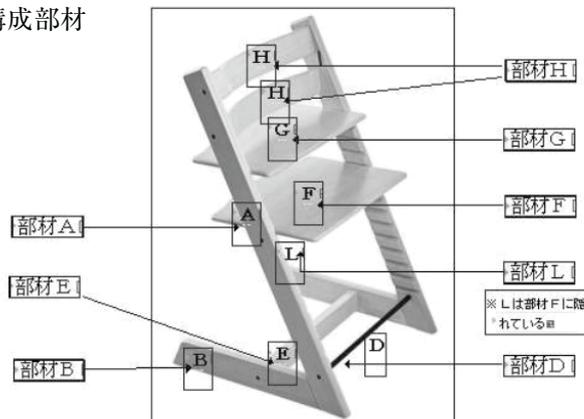
Y製品



| | 原審：東京地裁 | 控訴審：知財高裁 |
|---------------|---|---|
| 事件番号 | 平成25年(ワ)第8040号 著作権侵害行為差止等請求事件 | 平成26年(ネ)第10063号 著作権侵害行為差止等請求控訴事件 |
| 「著作物性」についての判示 | <p>「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから(弁論の全趣旨)、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属するものである。そうすると、原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物(著作権法2条1項1号)に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である。」</p> <p>「このような実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。」</p> | <p>(応用美術について)</p> <p>「表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。」</p> <p>(X製品の形態的特徴について)</p> <p>①「左右一对の部材A」の2本脚であり、かつ、「部材Aの内側」に形成された「溝に沿って部材G(座面)及び部材F(足置き台)」の両方を「はめ込んで固定し」ている点、②「部材A」が、「部材B」前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、「創作的」な表現というべきである。したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、「美術の著作物」に該当する。</p> |

【参考】

椅子の構成部材



5. まとめ

原審がX製品の著作物性を否定したのに対して、控訴審は「表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。」との判断のもと、デザイナーのピーター・オプスヴィックの創作的な表現を認め、著作物であるとししました。

デザイナーが関与した多くの実用品にも影響が及ぶような判断であり、今後のことが注目されましたが、本件は、上告されず確定したので、最高裁が「応用美術」についての判断を示す機会はなくなりました。原審の判断が応用美術についての従来からの考え方に沿ったものであるのに対して、控訴審の判断が、新たな基準となりうるのかどうかは不透明であると言わざるを得ません。なお、侵害の有無については、X製品とY製品は類似しないとして請求を退けました。